

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

				資料番号	3	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第58条	許認可等の内容	特殊容器製造事業者の指定		
<p>(指定) 法第58条 特殊容器製造事業の指定は、特殊容器（透明又は半透明の容器であつて経済産業省令で定めるものをいう。）の製造の事業を行う者又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。</p> <p>(指定の申請) 法第59条 経済産業大臣の特殊容器製造事業の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。） 四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号</p> <p>(指定の基準) 法第60条 法第67条（指定の取消し）の規定により指定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない製造者は、特殊容器製造事業の指定を受けることができない。 2 経済産業大臣は、特殊容器製造事業の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準（施行規則第30条第1項）に適合するものであること。 二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準（施行規則第30条第2項）に適合するものであること。</p>							